

被害者支援 ニュース

支 公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第36号

2021.12.20 発行

公益社団法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト 6 階

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317

ホームページ <http://www.nnvs.org/>

Twitter 公式アカウント @nnvs_org

■巻頭言	フォーラム2021によせて	1
■特集	フォーラム2021&令和3年度秋期全国研修会	2~7
	フォーラム2021報告	2
	基調講演「犯罪被害者のメンタルヘルスとその支援・治療の発展、今後の課題」	2~3
	被害者の声「けんちゃんの朝顔に交通安全の願いを込めて」	4~5
	パネルディスカッション「被害者が望む支援のために〜第4次犯罪被害者等基本計画〜」	6~7
	表彰式	8
	秋期全国研修会（全体会）	10
	秋期全国研修会（分科会）	10
■お知らせ・編集後記		12

巻頭言 フォーラム2021によせて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
副理事長 ● 三輪 佳久



第1 はじめに——又々異例づくしのフォーラム

今回のフォーラムは、新型コロナウイルス感染症の流行という前代未聞の事態で行われた昨年の異例づくしのフォーラムが、肝心の感染症がおさまらず、又々昨年と同様のウェブ方式(YouTube)でのフォーラムになってしまいました。そして、当日の参加者についても「都内在住者に限る」という制限がつけられ、仙台在住の小職もウェブ方式による参加となりました。フォーラム当日の参加者は、会場は100名定員(使用率20%)とされたため、座席も指定制となり、例年の満員近い参加者で活気あふれる会場とは異なり、空席の方が多い座席にパラパラと参加者が座るといふ会場の様子でした。

このような形で行なわれたフォーラムでしたが、内容は充実し、熱気あふれた会場の雰囲気は、ウェブで視聴していた小職にも伝わりました。

第2 第1部基調講演

本フォーラムで最初に行なわれた基調講演は、犯罪被害者支援と犯罪被害者のメンタルヘルスの研究をされている武蔵野大学教授の中島聡美様による、「犯罪被害者のメンタルヘルスとその支援・治療の発展、今後の課題」という内容で行なわれました。事前に配付された資料は、犯罪被害者支援に役立つ大切な情報満載の45頁に及ぶ資料でした。

講演では、この資料を元に犯罪被害者のメンタルヘルスの取組、精神科治療の進展と問題点、そして昨年のフォーラムでも議論された犯罪被害者支援と行政機関との連携とその問題点、さらに犯罪被害者支援の今後の課題等でありました。このような犯罪被害者支援に欠かせない充実した盛り沢山の内容でした。

私達犯罪被害者支援に携わる者にとって役立つ話を大変わかりやすく解説して頂きました。どうもありがとうございました。

第3 第2部

(1) 「被害者の声」

「被害者の声」は、交通事件被害者ご遺族の母親による「けんちゃんの朝顔に交通安全の願いを込めて」という、当時小学1年生であった被害者の長男謙信君の思い出や、事件後、被害者が残っていた朝顔が交通安全のシンボルになったという交通安全啓発活動

に携わっておられるというお話でした。「けんちゃんの朝顔」が全国各地に広がり、交通死亡事故が少なくなることを信じて活動しておられる母親に、会場から共感と励ましの拍手が寄せられました。

(2) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、犯罪被害者支援を専門とする武庫川女子大学准教授の大岡由佳様をコーディネーターとして、被害者支援都民センター理事長及び全国被害者支援ネットワーク理事で、精神科医師としてトラウマ臨床研究に携わっている飛鳥井望様、大阪被害者支援アドボカシーセンターの支援総括責任者をされている井上尚美様、そして警察庁で犯罪被害者等施策担当の長官官房参事官として、犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に携わってこられている西連寺義和様の3名をパネリストとして、「被害者が望む支援のために〜第4次犯罪被害者等基本計画〜」というテーマで行われました。

まず、多くの被害者支援センターが悩んでいる地方公共団体との連携について、東京、大阪での実践例や取組例の説明、及び多くの自治体での被害者支援に携わる専門職の人材確保の難しさや財政上の問題がネックとなっていること、これらのために、自治体や関係機関と支援センターとの顔の見える関係までなかなか進まない現状であること、また、災害などによる大規模被害者事案に対する支援体制の構築や、被害が潜在化しやすい性暴力被害者に対する支援などの難しい事例についても、各パネリストが実践に即した様々な解決策を議論して頂き、各パネリストの被害者支援に対する熱い思いが伝わり、充実したパネルディスカッションでした。その中で示された被害者支援活動への課題は、各支援センターへのこれから取り組むべき目標となるのではないのでしょうか。参加された方々どうもありがとうございました。

最後になりましたが、本フォーラムに参加された皆様及びウェブ方式で視聴された方々が、本フォーラムから犯罪被害者支援の重要性、必要性を再認識され、これからの犯罪被害者支援活動が一層充実されることを衷心より願っております。

参加者の皆様どうもありがとうございました。

特集

フォーラム 2021 報告



椎橋理事長による開会挨拶

全国被害者支援ネットワークは、「全国犯罪被害者支援フォーラム 2021」(日本被害者学会・犯罪被害救援基金・警察庁・当法人共催)を10月8日(金)に開催しました。26回目を迎えた今回は犯罪被害者支援30年・犯罪被害給付制度及び救援基金40年の記念大会であり、テーマを「犯罪被害者支援の過去・現在・未来」とし、被害者支援のこれまでを振り返りつつ、本年度スタートした第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、未来志向の議論をする場となりました。当日は、ホール内参加者及び YouTube 限定配信視聴者合計 658 名の方にご参加をいただきました。

「犯罪被害者支援の過去・現在・未来」 ～犯罪被害者支援30年・犯罪被害給付制度及び救援基金40年記念～

日 時: 2021年10月8日(金) 13:00～17:10

会 場: イイノホール

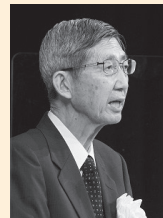
主 催: 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 日本被害者学会
公益財団法人犯罪被害救援基金 警察庁

後 援: 総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府男女共同参画局
公益財団法人日本財団 日本弁護士連合会 一般財団法人ひまわり基金
公益財団法人日工組社会安全研究財団 日本司法支援センター(法テラス)
一般社団法人日本臨床心理士会

(フォーラム及び研修会はひまわり基金・犯罪被害救援基金・日本財団の助成により一部を執行しています)



椎橋理事長
(ネットワーク)



黒澤専務理事
(犯救基金)

基調講演

「犯罪被害者のメンタルヘルスとその支援・治療の発展、今後の課題」

講演者: 武蔵野大学教授 中島 聡美氏

本日は、私事ではございますが、犯罪被害者支援との出会いから振り返り、犯罪被害者のメンタルヘルスの課題や心理的支援のあり方、精神科医療と支援団体との連携について話させていただきます。

私は児童・思春期が専門で、犯罪被害者のメンタルヘルスにかかわる経験はありませんでしたが、常盤大学に就任する1年前に水戸被害者支援センター(現いばらき被害者支援センター)からお話をいただき、協力でできると始めさせていただきました。当時、日本にはPTSD(心的外傷後ストレス障害)の治療や研究はほとんどない状況でした。一番進んでいたのは米国で、PTSDの研究機関に犯罪被害者や被災者を支援していた精神科医たちと一緒に訪ねると、さまざまな治療の研究が進められていて大変参考になったのを覚えています。その後、国立精神・神経医療研究センターで犯罪被害者等支援研究室長となり、PTSDの治療研究や犯罪被害者のメンタルヘルス、悲嘆の研究、臨床を行うようになり

ました。この時に作成した「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」が、現在は武蔵野大学の心理臨床センターのホームページに置かれ、被害者や支援者が見られるようにしています。

それでは、犯罪被害者のメンタルヘルス、治療や支援について話していきます。犯罪被害に遭うと、どんな心理的な影響を受けるのか。一つは恐怖の体験によるトラウマ反応、そして喪失による悲嘆やうつ症状です。さらに犯罪被害には直接被害だけでなく、二次的なストレスが非常に大きいことがわかっています。司法とのかかわり、生活していくこと、ご自身あるいはご家族の看護、福祉制度の利用、生活困難などで精神健康の問題が出てきます。

もちろん適切なケアあるいはご自身の力で回復され



中島聡美様

る方も多い。一方で長期的に見ると精神障害の問題、特に PTSD やうつ病、遷延性悲嘆が出てきます。精神健康のスクリーニング調査によると、性暴力や DV（配偶者など親密な関係にある者からの暴力）の被害者では 20%、殺人・傷害等の被害者で 23% に見られます。気分障害や不安障害、PTSD だけでなく薬物関連障害も多いです。心の苦痛で眠れない時に精神科に行ける人は少ないでしょう。お酒で紛らわそうとすれば、薬物関連障害のリスクが上がってしまう。レイプや強制性交等、それに DV では目撃した子どもを含め PTSD になる割合が大きいのです。

犯罪被害者の平穏な生活を回復するためには、精神の健康問題にアプローチすることが重要となります。犯罪被害者等基本法でメンタルヘルスに関係するのは 14 条の「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」です。犯罪等によって心身に受けた影響から回復できるよう国や地方公共団体は施策を講じるべきとあり、法律でも精神健康の回復が重視されています。そして基本計画の基本方針は、重点課題の一つを「精神的・身体的被害の回復」として、それも被害者の「個々の事情に応じて」かつ「途切れなく」とある。この「途切れなく」は、私の理解では「回復するまでの間ずっと」「提供すべきこと」ということです。

犯罪被害者の心の傷に対しどのような支援が提供できるのか。3段階あると思います。一つは、被害者全員が必要としているもので、その上に専門的な心のケアに特化した支援があり、さらに PTSD やうつ病などの精神疾患を抱えられた方への提供があると思います。

まず、傾聴はどんな方も必要かもしれませんが、それ以前に被害者が今求めているものがあると思います。急性期の心のケアの原則があります。私たちのようなメンタルヘルスの専門家になると、災害の現場でもカウンセリングしようと考えてしまう。猫の手も借りたいような時にカウンセリングではないのはわかりますよね。必要なのは、もしかしたら荷物を一緒に運ぶことかもしれない。家族の安否などさまざまであって、まずそこに焦点を当てなければいけない。その方の話したいことは傾聴するけれども無理強いはいしない。何よりも安心できるようにして、必要としている資源に結びつけていく。急性期にすべきことは、被害者自身が回復できるように、安心できるようにする、そういう広い支援だといえます。私たちのほうで「急性期心理社会支援ガイドライン」を作成しました。被害者への二次被害等に配慮することを入れてあります。

急性期介入のもう一つの柱は性暴力被害者への支援です。欧米では 1970 年代から性暴力の被害者支援が先行していて、日本は遅れていたという印象があります。近年ようやく推進されるようになり、2017 年には支援交付金ができ、現在は 47 都道府県に 53 団体が作られています。ワンストップ支援センターは、まさに急性期

の性暴力被害者のニーズに応えるものです。草分けである「大阪 SACHICO」という団体は、24 時間のホットライン、性暴力被害者のためのケア、証拠採取等も行っていて、メンタルヘルスの方が連携しています。そこまでできるところはまだ少ないです。

心のケアを必要とされる方に提供しているのが皆さんのカウンセリング等ではないかと思います。ワンストップ支援センターや全国被害者支援ネットワークの加盟団体に聞くと、臨床心理士や公認心理師が半数以上の団体におられることがわかりました。専門施設のようなサービスは難しいかもしれませんが、心のケアができるようになってきています。一般の支援員も研修で基本的なスキルを身につけています。ただ、被害者が実際にアクセスできているかという点で難しい。ということで全国ネットで「こころちゃん」というアプリが作られました。恐らく被害者支援団体に電話することに性暴力被害者はすごく障壁を感じている。そういう方々のために、自分で探せる情報はとても大事ではないか。周りも情報を見ることで二次被害の防止につながるのではないかと思います。

最後に精神疾患を有する被害者に対するケアですが、ここは医療や高度の心理専門機関などが関係します。私たちが支援を始めた時とはだいぶ変わってきて、例えば PTSD に対する医療や薬が保険適用され、さまざまな心理療法のできる方が増え、研究も進められています。一つ大事なことは、治療に当たった経済的支援だだと思います。最初の頃、深刻な精神疾患は犯罪被害給付制度の対象外でしたが、2006 年の改正で「加療 1 カ月、3 日間の労務不能」の被害者まで対象の幅が広がり、ほとんどの方が給付制度を使えるようになりました。ただ、心理師（心理士）が単独で行うカウンセリング等には支払われません。それで警察庁の方で 2016 年に公費負担制度が作られ、カウンセリングでも公費が出るようになりました。また、いろいろな地方自治体がカウンセリング費用を助成しています。

1990 年代から支援は進んできましたが、一番大事なのは被害者にとってどうかということです。届いていなかったら何の意味もない。2017 年度の調査を見ると、地方自治体・福祉機関・医療機関の支援を受けた人は 5.5% です。大変ショックに感じています。被害者が望む施策として 3 割近くが専門家の育成を言っています。私たちのような医療者側の問題も大きいと思います。メンタルヘルスに関する学術団体や行政機関との仕組み、例えば PTSD の治療拠点病院が必要だと提案されています。

皆さんのような支援団体が声をあげ、組織として連携していくという働きかけが必要と感じています。支援につながっていない方々をどうするのか。私たち医療や心理の関係者と皆さんとが共に手を携えて行けたらと思っています。

被害者の声「けんちゃんの朝顔に交通安全の願いを込めて」

交通事件被害者ご遺族 高田 香氏

私は2016年に交通事故で長男(謙真くん)を亡くしました。事故から5年になります。たくさんの方に支えていただき、このように元気に回復し笑顔で過ごせるようになりました。今日は事故直後の暗い気持ちから変化していったこともお話しいたします。私の話が犯罪被害者のメンタルヘルス回復の一助となれば幸いです。

けんちゃんは背が130センチで体重26キロ、足がすごく長くて、かわいい男の子でした。笑うと右のほおにえくぼのできる子です。大好きな食べ物がかつお節で、おしょうゆもかけないで、よくお皿によそってパクパク食べていた姿を思い出します。お姉ちゃんとは、喧嘩もするけど、仲のいいきょうだいでした。けんちゃんは虫が大好きで、夏になると晴れた日はけんちゃんを自転車に乗せてセミ捕りに行きました。雨の日はカタツムリをいっぱい捕って一緒に楽しんでいました。私はカタツムリがちょっと苦手でしたが、謙真のおかげで触ることもできるようになりました。

こちらが謙真が渡り切れなかった横断歩道の写真になります。距離は5.4メートル、幅4メートル。「青だ」と思って横断歩道を渡ろうとして、右折してきた2トン・トラックにぶつかってしまいました。私は加害者からどう見たのかと思い、2トン・トラックをお友達に運転してもらい動画を撮影してまいりました。撮っていた時に「けんちゃん、こんな所で亡くなってしまったんだ」と思いました。見通しがいい、どこにでもある交差点で、交通死亡事故は起きてしまうんですね。



今から事故当日からの様子をゆっくり朗読いたします。あの日は曇り空で小雨が降ったりやんだりしていました。いつもの時刻を過ぎても学校から帰ってこないで、少し心配になりました。すると私の携帯電話が鳴り、嫌な予感がしました。電話に出ると、謙真が交通事故に遭い救急車で運ばれていると伝えられました。気が動転しているのと怖いので、心臓だけでなく全身にドクドクと鼓動が響き渡りました。見慣れた交差点は通行止

めになってパトカーが何台も止まり、警察官が何人もいました。「謙真は大変な事故に遭ったんだ」とすぐにわかりました。その場の警察官に母親であることを伝え、見知らぬ男が「すみませんでした」と大声で言って頭を下げまし



高田 香様

た。加害者でした。私は病院に行かなければと焦りましたが、混乱していてタクシーが止められないでいました。その姿を見た警察官が車で病院まで送ってくださいました。

搬送先の病院に着くと、謙真は意識が有ったり無かったりの繰り返でした。私たちは待合室で「どうか息子を助けてあげてください」と神様に祈るしかありませんでした。しかし、事故から7時間後に謙真は息を引き取りました。小さなほおに触れてみると、やわらかくて温かいのです。ただ、名前を呼んでも全く動いてくれませんでした。

数日が経ち、何が何だかわからないうちに葬儀も終わっていました。そのあと急に悲しみがやって来ました。真っ暗闇の中にいるような毎日でした。一番つらかったのは、私がどんなに努力したとしても謙真は帰ってこないという現実でした。

東京地方裁判所で初公判が開かれたのは事故から7カ月後で、2回目の裁判で私は意見陳述しました。判決は過失運転致死罪で禁錮3年、執行猶予4年でした。私は刑の重さは考えないようにしました。加害者に罰を与えても謙真は帰ってこないからです。裁判が終わり、「謙真にしてあげられることが一つなくなってしまった」とさみしいような、何ともいえない気持ちになりました。

「けんちゃんの朝顔 交通安全の朝顔」を始めたきっかけをお話しします。お正月に玄関に飾る鏡餅の下の方の穴に、けんちゃんが朝顔の種を入れるイタズラをしていたんですね。けんちゃんが事故でいなくなり、それを片づけたところ下から朝顔の種が数十粒出てきました。私は思いつくままに、けんちゃんが通っていた小学校の校長先生に「二度とこういうかわいそうな交通事故が起きないように、学校で育てていただだけませんか」とお願いしましたら、心よく引き受けてくださいました。今年でもう5年目ですね。新聞に掲載していただいたりして、朝顔を植える学校がどんどん増えていったんです。

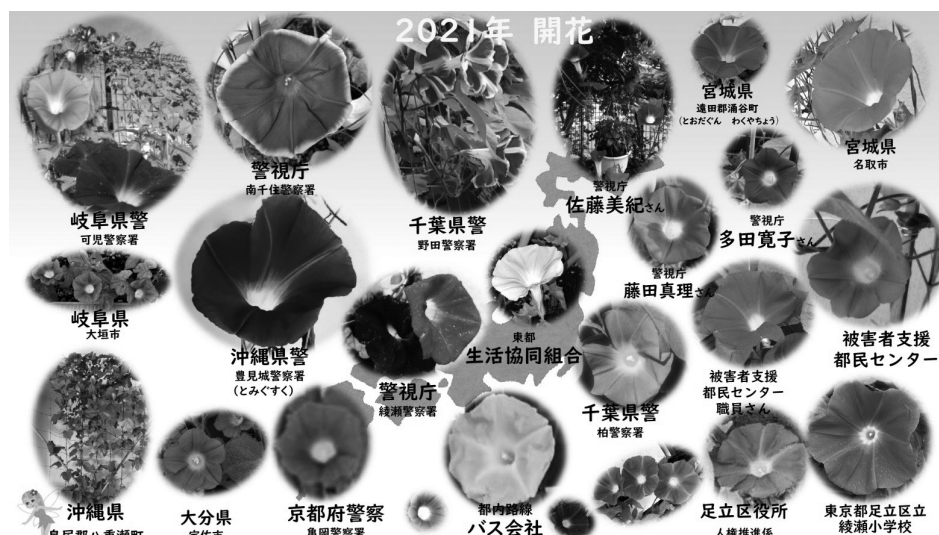
朝顔を使って交通安全の講演活動をいろんな所でさせていただいています。3年くらい前は悲しみを訴えるだけの暗い気持ちで講演していました。講演の原稿を書くたびに悲しくなりましたが、書くという作業で気持

ちの整理になったと思うんです。話し伝えるうちに元気になっていきました。朝顔というシンボルを見て「交通安全」とすぐわかるといいなと思っています。けんちゃんが残していったことです。宮城県や茨城県の高校にも広がり、全国あちこちで朝顔の花が咲くようになりました。

被害者支援都民センターのお話をしたいと思います。警視庁の犯罪被害者支援室の人から、けんちゃんのお葬式の時にリーフレットをいただいて、電話したのがきっかけです。良かったのは犯罪被害の専門的な場所ということで安心して話せたことです。臨床心理士がいっぱいいますので、私の話を全く遮らずにひたすら聞いてくださいました。その時はパニックというか、悲しいのか、怒りなのか、がありました。それが話して伝えなくてはいけないということで整理されていきました。話しては泣いていましたが、臨床心理士が「そうやって気持ちに折り合いをつけられたのですね」とおっしゃいました。その時に「次に行かなくちゃいけないんだ」「けんちゃんはいないので、もうさようならしなくてはいけないんだ」と気づかされました。家に一人でこもっていると同じ考えが堂々巡りで、良くないなと思っていたので、安心して話せる場所があってよかったなと思っています。また、被害者参加制度を利用して法廷で意見陳述をいたしました。陳述書を書くことが自分の気持ちと向き合う作業になりました。

職場では、当時の上司に聞くと「以前と変わらず接しようとお店のスタッフに声をかけた」とおっしゃいました。「休んでしまうのは仕方ないよ」とか「すぐに元気になるよ」と声をかけていただき、「働けない時は直前に電話をくれればいい」とおっしゃってくださいました。

今も私の知らない形の優しさをいっぱいいただいているのかもしれませんが、いつも一緒にいてくれたり、時間を共にしてくれたりする人に感謝しなくちゃいけないと思います。私が元気に回復したのは人に会って話をしたからだと思います。話さないとわからないこともありますし、何とか伝えようと思って自分の感情を整理したり字で書いたりすると、自分が思っていることがわかったりします。希望のある言葉を使いたいですし、自分に言い聞かせるのもある、みんなにそうしてもらいたいというのあって、明るい文字を見るようになったことも、私が元気になったきっかけだと思います。



皆さんに希望するのは、誰かが困っている時は勇気を出して「私にできることはありませんか」と声をかけ、手を差し伸べてほしいことです。差し出した手をつかんでももらえない時もあると思いますが、もしつかんでくれたなら優しく引っ張り上げてあげればよい。声をかけることも、優しさの形のひとつだと思います。不器用な言葉をかけてしまうかもしれませんが、それもその方の優しさで何とか慰めようとしているんだと思います。

私に声をかけてくださる方とか、私を見守り許してくださった方のおかげで、このように元気になりました。講演活動も許していただいている中で活動をしています。たくさん声をかけていただきましたが、この私の遠くまでよく響く声で日本じゅうへお返しする番だと思っています。日本じゅうをカラフルに、交通死亡事故ゼロを目指す活動をしてまいります。そして、ゆっくり仲間を増やしていきます。



私も犯罪被害者になるなんて思っていませんでした。なってみてわかりましたが、誰にでも起こり得る身近な問題です。ですから私は特別な存在ではありません。私は犯罪被害者ですけど、私にはできるという希望を持ち続けてまいります。

パネルディスカッション

「被害者が望む支援のために～第4次犯罪被害者等基本計画～」

コーディネーター：大岡 由佳氏 武庫川女子大学准教授

パネリスト：飛鳥井 望氏 被害者支援都民センター理事長

井上 尚美氏 大阪被害者支援アドボカシーセンター支援総括責任者

西連寺 義和氏 警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）



今年スタートした第4次犯罪被害者等基本計画の基本方針で関心があるのは、と全国被害者ネットワークが加盟団体にアンケートすると「途切れることのない支援」「個々の事情に応じた適切な支援」がともに34%と最も高いものでした。そこで、パネルディスカッションのコーディネーター役を務める武庫川女子大学准教授の大岡さんは、討論のテーマとして「地方公共団体における支援のための連携」「潜在化しやすい被害者に配慮した支援」を挙げ、いかにつなぎ目のない支援体制をつくっていくか、適切な対応や支援とは何か、を巡って議論していくことになりました。



大岡 由佳様



飛鳥井 望様

第4次基本計画の策定作業に携わった警察庁の西連寺さんは、基本計画の中で地方公共団体の中長期的な支援が課題の一つとなり、「身近な自治体による生活支援が重要なポイントとされました」と説明しました。しかし、支援を目的とした特化条例を制定している市区町村は全体の2割程度にとどまっていて、基本計画に制定を加速させる施策を盛り込んだということ

です。

これまでに全国の自治体の支援窓口は設けられてきました。しかし、被害者支援都民センターの飛鳥井さんは、小さな市区町村では「なかなか活性化していかない」と指摘しました。事案が少なく経験値が上がらない、人事異動もあり、人材育成を叫んでも条件が整わない。そこで東京都は育成よりバックアップに重点を置いた、と飛鳥井さんはいいます。都の専門コーディネーターが助言や事例を検討し、実際の相談にのる、一緒にケア会議を開いたりもする。「基礎自治体の職員の人たちを支えていくことが大事」であり、それが窓口強化になると飛鳥井さんは考えています。

大阪被害者支援アドボカシーセンターの井上さんは、センターと地方公共団体とのつなぎ目のない支援体制の場として「被害者支援調整会議」がつけられたと説明しました。「オールおおさか被害者サポート」と呼ばれ、府・府警・センターを中心に被害者が居住する市町村のほか、事案によって社会福祉協議会、教育委員会、弁護士などが参加します。被害者の同意を得れば、事件直後から早期援助が可能で、心情や状況を理解した市町村の担当者がワンストップで対応するので、被害者の負担が大きく減るといいます。

ただ、こうした地方公共団体と支援センターの連携は、一昨年の全国調査によると2～3割にとどまっています。調査結果を示した大岡さんは「まだまだ」と指摘する一方で、「伸び代があるという状況」とあえて前向きなコメントを加えました。

連携を図る取組の共有が大切ということで、西連寺さんが事例を紹介しました。横浜市では毎年、関係機関の実務者で事例検討会や研修会を開き、共通支援ツールを作ってグループで検討するなどして、顔の見える関係づくりを進めています。その結果、警察や弁護士、支援センター、区役所といった関係機関から市の窓口につながる支援が増えたといいます。また、三重県では、業務委託で支援団体にコーディネーターを配置して基礎自

自治体との連携、窓口の強化を図っているということです。

ここで大岡さんが専門職の必要性を提起しました。被害者の精神的、身体的な被害を回復、軽減するために専門職が求められています。自治体によって人的資源にばらつきがあり、都市と地方では差があるといえます。

西連寺さんによると、全国の自治体で専門職を窓口配置しているのは、今年4月現在で都道府県のうち11、6政令指定都市、89市区町村。なかなか進まないのは、人材確保の難しさ、財政難の問題が考えられるとの見方を示しました。福祉系の専門職が比較的多いとはいえ大半が兼務で、被害者支援の専任は限られているといえます。専門職配置が難しい基礎自治体には、府県の専門職によるバックアップや研修などの取組があるといえます。

一方、都民センターでは総合相談窓口の専門職を充実させ、法的支援の面では精通弁護士と顔の見える関係のネットワークができています、と飛鳥井さんは現状を話しました。当初、心理師は2人でしたが、相談員と同じオフィスで情報を共有し、週1回の事例検討会を開くなどして支援の質を高めてきたそうです。いま心理職は

8人を数え、「ここまでくのに10年以上かかりました」と充実させるまでに時間がかかることを指摘しました。

アドボカシーセンターでは「財政的な余裕がなくて、専門職の支援員を雇用できません」と、井上さんは率直に実情を話しました。スタート



井上 尚美様

当時から支援や人脈を通じてセンターの活動に理解を深めた専門職に支援員として登録、協力してもらっているといいます。現在、臨床心理士や社会福祉士ら9人の専門支援員がいて、事案ごとに精通した専門支援員がカウンセリングするほか、センターの担当員や責任者と一緒に支援の方向性を検討しています。「支援センターの支援を、より客観的に見直すことができおります」と専門職の存在の重要性を強調しました。

京都アニメーション事件のような大規模事案が発生した時に、どんな連携が求められるのかという問題にも議論が及びました。大岡さんは、大規模事案の支援を想定した条例は多くないと思われ、被害者の居住地がばらばらであれば自治体によって支援が受けられないこともあり得る。あらかじめ大規模事案のスキームを作っておかないと緊急時に対応できないと指摘します。

東京都では大規模事案の支援体制を条例に盛り込んでおり、飛鳥井さんは「災害対策の延長では足りない」と条例の意義を強調します。犯罪被害者支援連絡会を中心に関係機関の役割分担、対応マニュアルをつくると

もに、「大事なことは、まず要望の把握です」と強調しました。付き添いやカウンセリング、経済支援などの問題が一挙に出てくるので、どういう支援がどの程度必要かを考え、早期からの支援体制を組むといいます。こうしたスキームを平時の段階で作る、すでに覚書を交わしている」と報告しました。

全国被害者支援ネットワークでは以前から加盟する支援センターが連絡を取り合いながら支援を分担することになっていることを井上さんが説明し、「共同支援と呼ばれ、すでに踏み出しています」と話しました。被害者に役立つにはセンター間の綿密な情報供給、連絡体制が整っていることが大切といいます。しかし、個人情報の壁もあって難しい場合があり、全ての都道府県に大規模事案が組み込まれた条例が制定されることを期待しました。

最後に、性暴力や児童虐待、障がい者虐待などを受けた、潜在化しやすい被害者への支援について話し合われました。



西連寺 義和様

西連寺さんの報告によると、性被害は約24人に1人が経験し、女性では約14人に1人に上ります(内閣府調査)。児童虐待のほかにも、児童ポルノなど子どもの性被害が増加傾向にあるということです。精神的ダメージや加害者との関係から被害申告をためらい、障がいのため伝達が難しいと

いった問題が指摘されました。

都民センターの飛鳥井さんは、ワンストップ支援だけでは漏れてしまうので、多様な相談方法の提供を考えているといいます。産婦人科や精神科との協力といった取組を始めていますが、「学校との連携がどうしても一つの壁になりがち」と悩みも明かしました。

井上さんは、支援センターでの被害児童・生徒への支援の実例を紹介しました。生徒から性被害を打ち明けられた養護教諭だけでなく、担任や学年主任、教頭が参加してケース会議を開いたといい、学校全体でサポートすることが願いと話しました。養護教員を目指す学生が支援センターで研修を受け、その受講が必須単位になっているといい、学校と連携したサポートが増えていくのではと展望しました。

西連寺さんからは、基本計画でも教育委員会の連携・協力先に早期援助団体が新たに明記されたことが紹介されました。一方で、大岡さんは家族・親族が加害者の場合、支援の枠組みに十分入っていないと指摘した上で、被害者支援にはまだ課題が多く、これから連携をさらに強化していくことが求められるとしました。

犯罪被害者支援功労者表彰

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者支援表彰制度を創設し、毎年開催する全国犯罪被害者支援フォーラムの場で、支援活動に尽力しておられる支援活動員と団体を称揚するとともに、支援活動に協力をいただいている方々に感謝状を贈呈しています。この表彰制度による10回目の表彰式となった今回のフォーラムでは、以下の方々に表彰状と感謝状を贈呈いたしました。

特別栄誉章、功労団体表彰は、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による表彰です。

今年度は新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、授与者からの賞状及び記念品の贈呈、受賞者の皆様の登壇は行ないませんでした。

特別栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、顕著な功労があった4名の犯罪被害相談員に警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による特別栄誉章が授与されました。



特別栄誉章 みやぎ 横橋さん



特別栄誉章 秋田 齋藤さん



特別栄誉章 大阪 山口さん



特別栄誉章 広島 田邊さん

栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった12名の犯罪被害相談員に全国被害者支援ネットワーク理事長から栄誉章が授与されました。

- ❁ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 横橋良子さん
- ❁ 公益社団法人秋田被害者支援センター 齋藤律子さん
- ❁ 認定 NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 山口和子さん
- ❁ 公益社団法人広島被害者支援センター 田邊美枝さん

- ❁ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 齋藤明美さん
- ❁ 公益社団法人いばらき被害者支援センター工藤教子さん
- ❁ 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター柳沢朋子さん



栄誉章 みやぎ 齋藤さん



栄誉章 いばらき 工藤さん



栄誉章 千葉 柳沢さん

- ❁ 認定 NPO 法人神奈川被害者支援センター 石井ひろみさん
- ❁ 認定 NPO 法人神奈川被害者支援センター 碓井晴恵さん
- ❁ 公益社団法人被害者支援センターやまなし 三澤 聡さん
- ❁ 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 石原妙子さん
- ❁ 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 棕樹立芳さん



栄誉章 神奈川 石井さん



栄誉章 神奈川 碓井さん



栄誉章 やまなし 三澤さん



栄誉章 ぎふ 石原さん



栄誉章 みえ 棕樹さん



栄誉章 大阪 伊藤さん

栄誉章 広島 柳原さん

栄誉章 かがしま 松田さん

栄誉章 沖縄 比嘉さん

- ※ 認定NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター伊藤英夫さん
- ※ 公益社団法人広島被害者支援センター 柳原ひとみさん
- ※ 公益社団法人かがしま犯罪被害者支援センター 松田千恵美さん
- ※ 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター 比嘉トキ子さん

犯罪被害者支援功労団体表彰

早期援助団体として多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった3団体に、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による功労団体表彰が授与されました。

- ※ 公益社団法人いわて被害者支援センター
- ※ 公益社団法人大分被害者支援センター
- ※ 公益社団法人かがしま犯罪被害者支援センター



功労団体表彰 いわて



功労団体表彰 大分



功労団体表彰 かがしま

犯罪被害者支援功労職員表彰

全国被害者支援ネットワーク、またはセンターにおいて、犯罪被害者支援活動の維持、発展に顕著な功労があったと認められた2名の職員に、全国被害者支援ネットワーク理事長から功労職員表彰が授与されました。

- ※ 認定NPO 法人長野犯罪被害者支援センター油井恵美子さん
- ※ 認定NPO 法人こうち被害者支援センター 光本朱實さん



功労職員表彰 長野 油井さん



功労職員表彰 こうち 光本さん

感謝状贈呈

全国被害者支援ネットワーク、またはセンターの犯罪被害者支援活動等に関し、多大な協力、支援をいただいている2名の方と企業・団体様に全国被害者支援ネットワーク理事長から感謝状が贈呈されました。

- ※ 群馬県前橋市 一般財団法人群馬県警察厚生会
- ※ 滋賀県大津市 一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会
- ※ 奈良県生駒市 北條正崇さん
- ※ 奈良県奈良市 奈良トヨペット株式会社
- ※ 東京都千代田区 警察職員生活協同組合
- ※ 神奈川県川崎市 太田美和さん

令和3年度 秋期全国研修会

全国被害者支援ネットワーク専務理事 奥山 栄一

秋期全国研修会は、昨年と同様に新型コロナウイルスについての諸対策を講じて準備を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況から、急遽オンライン方式に切り替えることになり、「会場はどうするか」「オンラインの環境は大丈夫か」「講師の先生方の了承はいただけるか」など職員は大わらわで計画を練り直しました。結果、研修プログラムを一部縮小して開催し、分科会及び全体会の参加者は263名、94%という高い出席率での研修会となりました。

10/10 全体会

全体会は、武蔵野大学教授・藤森和美先生から、「犯罪被害に遭った子どもをもつ保護者への関わり方、トラウマケア」のご講演をいただきました。

初めに「トラウマインフォームドケア」について紹介がありました。これは被害後のケア以前からトラウマに対する理解を深め、二次被害の防止、トラウマを抱える人々を適切なケアに導くためのもので、社会全体の精神保健を考えるうえで非常に有効とされているものです。

続いて、被害に遭った子どもの保護者の支援について、1：具体的支援プログラムがないこと、2：保護者も同様に衝撃を受け様々な感情を持つこと、3：保護者が犯罪被害について正確な情報と知識が少ないこと、4：保護者自身に性暴力被害体験がある場合の対応、の4点についてトラウマインフォームドケアによる支援を提示いただきました。続いて「心と身体の反応・感情のコントロール」について子どものトラウマ反応の紹介があった後、保護者が子どものSOSを見逃さないことの重要性和感情のコントロールにおいて保護者自身が自身の

ケアをすることが子どものケアに繋がることを述べられました。

さらに、保護者による声かけによっては「こんなに怖かったのにたいしたことがないんだ」と子どもが感じてしまうことを指摘、決して小さな出来事ではないことを保護者が受け止め、問題に真っ向から向き合うことの重要性を保護者に伝えることの大切さを説かれました。声かけについては、「あなたのせいで被害が起きたのではないよ。私たちに出来事について話してくれてありがとう、勇気があったね」といった具体的な言葉を支援者とのロールプレイの中で保護者に体験してもらうことで、保護者は「言葉がけ一つで、こんなに気持ちが変わるんだ」と理解できることも紹介されました。

事前に寄せられた質問についても具体的な対応をご教示いただき、トラウマからの回復ワークブックの活用方法等も含め、相談員、支援員にとって大変有意義なものとなりました。参加をいただいた皆様に感謝を申し上げるとともに、大変お忙しい中で講演をいただいた藤森先生に厚く御礼を申し上げます。

10/9 分科会

研修	参加者	演 題	概 要
I - 1	43	検察庁から見た民間支援団体との連携と司法面接における最近の取組	東京地方検察庁犯罪被害者支援室における取組内容、活動方針等の紹介、最近の司法面接の取組、民間支援団体との連携について
I - 2	60	障がい児者に対する性犯罪と被害者支援	障がいがあることと犯罪被害との関係、障がいがある犯罪被害者にどのように接したらいいのか
I - 3	50	セクシャル・マイノリティ支援のための基礎知識	セクシャル・マイノリティに対応する支援者に求められる姿勢や留意点について
I - 4	43	被害者支援における社会福祉的な視点・支援の重要性	令和3年度4月からスタートした第4次基本計画のポイントを踏まえ、福祉的支援について
I - 5	52	犯罪被害者のためのトラウマインフォームドケア	日本の犯罪被害者支援の歴史と発展を振り返りつつ、トラウマインフォームドケアの視点をふまえた被害者支援に必要な知識に加えて、支援者の自己覚知や代理受傷の予防等について
I - 6	64	SNS に起因する児童の性被害等の現状	罪種別や学識別の被害実態や児童の利用が多いSNSの特徴、被害防止に向けたSNS事業の自主的取組や警察の取組について
I - 7	15	心理的支援専門職実務研修(1)	犯罪被害者に関する研究やデータから性犯罪被害者の理解を深め、心理教育の実践について

Ⅱ-5	35	関係機関との連携Ⅰ	関係機関との連携の現状の報告とともに、参加者相互による情報交流や課題の共有を通して、司法機関との連携のこれからについて
Ⅱ-6	31	関係機関との連携Ⅱ	条例制定の現状と、そして、特化条例の意義、現状、課題等について
Ⅱ-7	16	心理的支援専門職実務研修(2)	各センターや地域ごとに心理職による性犯罪被害の支援の実践報告を通じて苦労していることや工夫などについて

全体を通して

アンケートでは、「オンライン開催になったことで多くの相談員が受講できました」「今後も対面とのハイブリッド開催を検討して貰いたい」という声をいただきました。また、警察関係者が例年の2倍近く、検察庁関係者が例年の3倍近くの参加がありました。オンライン方式

は非常に有効ではありますが、グループ検討やロールプレイングの実施については課題が残されています。

いずれにしても、講師の先生方を始め参加者の皆様、そして、今回担当したスタッフの皆様のお陰で研修会を無事終えることができました。

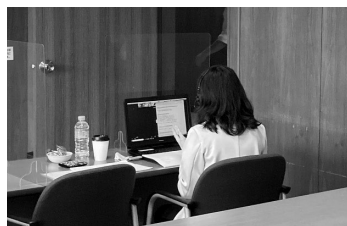
秋期全国研修会アンケート(抜粋)[※]たくさんの参加者の皆様にご協力いただきました。ありがとうございました。

<全体会>

- 1番難しい問題であり、今の課題だと思ったので、捜査員などにも知ってもらいたいためになる講義でした
- 性犯罪被害を「無かったことには出来ない」ことを前提として、支援する側が勇気を持って問題に対処していかなくてはと思った。被害に遭った子どもへの言葉掛けも、良かれと思ってつい言ってしまうような言葉が子どもを傷つけることも分かった。

<分科会>

- 司法面接の意義・目的についてとても詳しく解かりやすく説明がありました。児童の負担の軽減のためにはやはり関係機関の連携無くしては成り立たず、全ての支援において連携の重要性を改めて感じました。(分科会Ⅰ-1)
- 障害者手帳を持っていない方で、お話をしている違和感を感じる方がいらっしやる場合があります。お話のなかで、持ち物などで判断ができる場合があるとお聞きして参考にしたいと思いました。(分科会Ⅰ-2)
- セクシャル・マイノリティの基礎についての分かりやすい解説により、今まで誤った思い込みがあったことに気づきショックがありました。「基礎知識がないものは引き受けてはならない」「すべての人が重要な存在である」という言葉が重く残っています。(分科会Ⅰ-3)
- これまで被害者支援において精神的ケアを主に行ってきましたが、社会的支援も今後担っていくことは被害者にとっても理にかなっていると思います。自治体



分科会Ⅰ-2
障がい児者に対する性犯罪と被害者支援

との連携も必要不可欠です。今後もこのような研修等を通じて研鑽し、被害者支援における社会福祉的な視点・支援の重要性少しでも被害者の方々が求める支援活動を行っていきたいと思います。(分科会Ⅰ-4)



分科会Ⅰ-4

被害者支援における社会福祉的な視点・支援の重要性

- 実際に被害に遭われた方々やそのご家族と接しており、対応に悩むことも多々あるが、事前に私たち支援者が知っておくこと、当事者やそのご家族に知ってもらえることが、回復のために大切であることがよくわかった。ありがとうございました。(分科会Ⅰ-5)
- SNS上で知り合いになっただけで相手を信頼してしまう危うさは計り知れないが、スマホなど通信機器が幼い世代にまで浸透している現状において、分母が多くなればなるほど事件事故も増える、という先生のお言葉は、これからの社会の課題だと思った。(分科会Ⅰ-6)
- 各県によって差があるのを感じた。支援センター、役所、警察・検察が連携して支援していく取組が、もっと必要だと思う。(分科会Ⅱ-5)
- 条例制定に向け検討中である。各市町村担当者との連携の重要性を知った。初めての受講であり、全て新鮮に感じました。特に、グループ討議では、各県の生の声もお聞きすることが出来、大変参考になりました。(分科会Ⅱ-6)
- 既に知っている知識の確認と共に、加害者が子どもを手懐けるグルーミングや男児の被害者へのケア等、新たな知識を得ることが出来ました。(分科会Ⅰ-7)

◎森田ひろみさんが藍綬褒章を受章されました

この度、思いもよらず受章の栄誉に浴しました。これはわたくし一人の力によるものではありません。これまで、被害者支援を支えてこられた諸先輩方、今、この時も支援にあたっている全国の被害者支援センターの皆様、そして、常日頃から被害者支援を支えてくださっている関連機関の皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

今後、更に尽力してまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人いばらき被害者支援センター 犯罪被害相談員 森田ひろみ

◎事務局からのお知らせ

■募金箱を作成しました

全国被害者支援ネットワークでは、一部加盟団体にも負担をいただき、新規に募金箱を作成しました。

《設置に関するお問い合わせ》

ネットワーク事務局

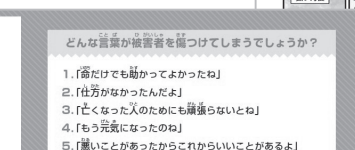
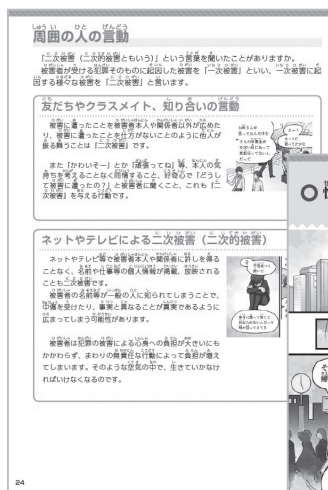
03-3811-8315

(平日10時～16時)

■マンガ冊子「こんなとき、どうする? 知って、考える犯罪被害者支援」を発行しました。



全国被害者支援ネットワークは、2021年秋に「こんなとき、どうする? 知って、考える犯罪被害者支援」を発行しました。この冊子は、中学生、高校生を主な対象とし、犯罪被害者等の方と、犯罪被害者支援、相談先について知識を得て、理解を深めてもらう目的で作成しました。マンガページ、ワークページを交互に設け、読んで学んでもらえる内容です。



(この冊子は日本財団預保納付金支援事業により作成しました)

《冊子についてのお問い合わせ》

ネットワーク事務局

03-3811-8315(平日10時～16時)

※マンガはネットワークHPで閲覧できます。

編集後記

次回発行予定日 2022年3月

●特集●

性犯罪・性暴力被害者支援

■特集記事いかがだったでしょうか。コロナ禍でフォーラム・全国研修会ともに規模を縮小して実施いたしましたが、オンラインでのご参加を大変多くいただき、大変ありがとうございました。本年度より第4次犯罪被害者等基本計画がスタートしています。犯罪被害者等の方が、中長期的支援に当たり前に繋がることができ、また安全で安心な生活を送ることができる社会の実現のために当法人は活動が続けていきます。2021年も大変多くの皆様にご協力、ご支援をいただきました。厚く御礼申し上げます。(H.T)